

1年単位の変形労働時間制に関する協定

第1条 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間の勤務時間については、本協定の定めるところによるものとする。

第2条 前条の期間中における各日の所定労働時間は8時間、始業の時刻は午前8時、終業の時刻は午後5時とする。なお、休憩時間は、正午から午後1時までとする。

第3条 第1条の期間における休日は、別紙年間カレンダー（略）のとおりとする。

第4条 第2条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、賃金規定第 条に基づき時間外手当を支払う。

第5条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

真野印刷株式会社 代表取締役社長

真野印刷株式会社 従業員代表